

平成28年度  
事業報告書

平成28年4月 1日から

平成29年3月31日まで

# 事業について

平成28年度において、次の事業を実施した。

## I. 私的録音補償金の徴収、分配等に関する事業

### 1. 私的録音補償金の決定、徴収及び分配その他私的録音補償金を受ける権利の行使に関する こと

#### (1) 徴収事業

平成27年度下半期出荷分および平成28年度上半期出荷分について、電子情報技術産業協会（JEITA）及びJEITA非会員から特定機器及び記録媒体に係わる私的録音補償金を徴収した。

平成28年度内の受領額は次のとおりである。

私的録音補償金受領額（税込）：49,089,158円

#### 【内訳】

特定機器：15,346,632円

（平成27年度下期出荷分 9,872,324円、平成28年度上期出荷分 5,474,308円）

特定記録媒体：33,742,526円

（平成27年度下期出荷分 18,275,948円、平成28年度上期出荷分 15,445,616円）

（平成25年度上期～27年度上期出荷1社分 20,962円）

#### (2) 分配事業

平成27年度出荷分の特定機器および特定記録媒体に係る補償金53,563,369円に1社（平成25年度上期～27年度上期出荷分）の特定記録媒体に係る補償金20,962円を加えた額から管理手数料および共通目的基金を控除した額に、前年度法人会計の収支差額を加えた44,901,925円を権利者3団体に分配した。

	分配比率	分配金額	
権利者区分	100%	44,901,925	権利者3団体
著作権者	36%	16,164,691	日本音楽著作権協会
実演家	32%	14,368,617	日本芸能実演家団体協議会
レコード製作者	32%	14,368,617	日本レコード協会

#### (3) 権利者団体は、当協会から配分を受けた補償金について、権利者への分配は次のとおりである。

##### ①一般社団法人 日本音楽著作権協会（JASRAC）

(i) 平成27年度の著作権者分補償金を音楽と言語の二つの分配資金（音楽15,491,162円、言語673,529円＜配分比率＝34.5：1.5＞）に区分し、言語に関わる著作権者への分配資金は、(協)日本脚本家連盟に分配した。

- (ii) 平成 27 年度分の補償金、預金利息及び非委託者分配資金(1%)からの繰入額を合算し、他事業者への分配額を控除した合計額 15,079,283 円を委託者等分配資金及び非委託者分配資金に区分し、委託者分配資金である 14,928,489 円(分配手数料を除く)及び非委託者分 150,794 円(分配手数料を除く)について権利者分配を行った。また前年度繰越補償金のうちの分配保留解除分 1,416,870 円について分配を行った。
- (iii) 他事業者(株)Nextone イーライセンス事業部及びジャパン・ライツ・クリアランス事業部)に対しては、録音権を委託する著作権者に対する分配資金として「私的録音補償金の分配委託業務に係る契約」に基づき、595,305 円を分配した。
- (iv) (協)日本脚本家連盟は、JASRAC からの配分後、平成 27 年度分補償金及び非委託者分配基金の合算額 679,144 円を会員など分配基金(99%)及び非会員分配基金(1%)に区分し、このうち会員分配基金(分配手数料を除く) 638,735 円について該当権利者分配を行った。

#### ②公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会

実演家分補償金について、平成 27 年度分 9,815,996 円および平成 26 年度以前保留分 34,099,627 円の分配を行った。

#### ③一般社団法人 日本レコード協会

平成 27 年度レコード製作者分補償金からクレーム基金及び業務手数料等を控除後の 10,057,795 円並びに平成 26 年度分の保留分(クレーム基金と業務手数料の残額合計) 2,737,122 円について権利者分配を行った。

## II. 共通目的事業

### ・当年度共通目的基金

当年度の共通目的事業を実施するための基金(当年度分配対象補償金から管理手数料を控除後の額の 20%相当額)は 8,573,494 円(消費税含む)で、前年度実績(15,646,812 円)に対し 54.8%であった。これに前年度繰越分 19,925,264 円(特別積立金 10,000,000 円含む)を加えた基金総額は、28,498,758 円(消費税含む)であった。

なお、平成 29 年度への繰越しは 18,262,363 円となった。

### ・定款第 4 条に基づき以下の共通目的事業を実施した。

#### 1. 著作権制度に関する教育及び普及啓発事業、又はこれらの事業に対する助成

##### (1) 自主事業

共通目的事業のうち、当協会の自主事業として、補償金制度に対する理解と sarah の周知のための事業を、次のとおり実施した。 事業費総額 516,395 円(消費税含む)

##### ① 教育現場におけるアプローチ

これからの情報化社会を担う児童・生徒に対して、著作権に関する基礎的な知識を提供することにより著作権の大切さをより身近なものとして実感してもらうことを目的にした事業を実施した。前年度より配布数は増加した。

- ・冊子「生徒のための著作権教室」の配布 8,014 部(前年 6,834 部)
- ・冊子「教師のための著作権講座」の配布 4,658 部(前年 3,995 部)

② 助成事業の実施に際して、主催者に配布を義務付けるパンフレットの作成・配布

事業費額 303,620 円

「私的録音補償金制度」に係る認知度の向上及び著作権保護意識の啓発を図ると共に、開催される事業が sarah の共通目的基金から助成を受けて実施されていることを当該パンフレット 17,845 枚（前年 23,000 枚）の配布にて周知を図った。

③ 私的録音補償金制度及び sarah の業務に関する周知・徹底を図るための広報活動の実施

昨今、私的録音補償金制度及び sarah の業務に関する周知・徹底を早急に図る必要が提起されていることから、事業案内を配布するとともにホームページでの広報活動を行った。アクセス数は前年比 12.1%減（昨年比 22.7%減）の 11,725 件の実績であった。

2. 著作物の創作の振興及び普及に資する事業、又は当該事業に対する助成

(1) 自主事業

平成 28 年度公募助成事業に係わる公募告知、選考事業

事業費額 212,775 円

広く一般の団体が行なう音楽・芸能に係わる創造活動及び創造環境の整備を目的とした活動に対し支援するための助成を行ない実施事業の公募告知及び選考審査を行なった。なお、助成事業に関わる公募告知、選考審査については、当年度(平成 28 年度)に行っては間に合わないことから、前年度(平成 27 年度)中に公募、選考審査等を行った。

選考事業：29 事業（応募総数 59 件のうち審査基準に適合した 29 事業を選考）

選考委員：赤間剛勝、王東順、神津善行、藤田敏雄、森浩美

(2) 第二種助成事業

著作物の創作の振興及び普及に資する第二種助成事業 29 事業に対し 9,000,000 円相当額（消費税を除く）を次のとおり助成した。

公募助成：29 事業 助成額 9,000,000 円

III. 平成 29 年度以降の sarah 運営の検討

当年度は平成 29 年度以降の sarah 運営に関し事業規模の縮小、新たな運営資金の確保および経費節減等について検討を行ない、現在も継続している。

以上